

## 港則法に基づく各種手続きの申請書等の様式変更について

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、港則法（昭和23年7月15日法律第174号）に基づく各種手続きの申請書等の様式において、国民や事業者に対して押印、署名を求めているものについても、令和3年1月1日から「押印、署名を不要とする等の改正」が行われました。

様式変更（改正分）については、鹿児島海上保安部ホームページ（申請・届出）の様式を参照してください。

### <改正様式>

- ・ 第2号様式 入出港省略許可申請書
- ・ 第3号様式 錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書
- ・ 第4号様式 係留施設使用届
- ・ 第5号様式 係留施設使用届省略許可申請書
- ・ 第6号様式 修繕・係船届
- ・ 第7号様式 危険物運搬許可申請書
- ・ 第8号様式 施設信号使用許可申請書
- ・ 第9号様式 （工事・作業又は行事）許可申請書
- ・ 第10号様式 進水・入出渠届
- ・ 第11号様式 竹木材水上荷卸・筏運航・係留許可申請書